

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和42年10月から50年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金には昭和50年6月のA市への転居時に加入し、その際に、「あなたは国民年金保険料を納めていなかったので、保険料は20歳にさかのぼって徴収させていただきます。」と言われたので、約1万円の保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの期間について、申立人は、A市転入に合わせて国民年金に加入し、保険料を納付したとするところ、事実、戸籍の附票による申立人の同市への転入日（昭和50年6月6日）直後において申立人の国民年金手帳記号番号は、A市役所作成の国民年金手帳受付整理簿により50年6月9日に払い出されたことが確認できる上、申立期間以降の国民年金加入期間は保険料をすべて納付するなど、A市転入以降における申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、1万円程度の保険料を納付したとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出日時点では、申立期間のうち昭和48年4月から50年3月までの保険料は過年度納付することが可能である上、当該金額は48年4月から50年3月までの期間における申立人一人分の保険料を過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることを考慮すると、申立人が48年4月から50年3月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和42年10月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点においては、特例納付による方法でしか保険料を納付できないが、申立人は納付金額、納付場所など納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

年金記録問題が話題になったころ、私たち夫婦の納付記録を社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、私の納付記録に未納期間があるとの回答であった。

昭和53年春に妻がA市役所に転入届を提出に行った際に、国民年金に加入するよう言われた。未納期間をさかのぼって納付しないとそれまでに加入していた厚生年金保険が無駄になると誤解し、妻が夫婦二人分の保険料をA市役所において後日一括して納付したので、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は比較的高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号総括払出簿及びA市役所保管の国民年金被保険者台帳から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年7月ごろに夫婦連番で払い出されたことが確認でき、この時点では申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA市役所で一括納付したと主張しているところ、事実、「広報A」によれば、昭和53年11月27日から同年11月29日までの3日間、A市役所において社会保険事務所及び同市役所共催による年金相談が開催され、その際に特例納付分を含めた保険料徴収が行われていたことが推認できるなど、申立内容には信憑性^{びよう}が認められる上、申立人の妻が納付したとする金額は夫婦二人分の保険料とおおむね一致していることを考慮すると、納付意識の比較的高い申立人が申立期間の保険料を納付し

たと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年3月まで

年金記録問題が話題になったころ、私たち夫婦の納付記録を社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、夫の納付記録に未納期間があるとの回答であった。

昭和53年春に私がA市役所に転入届を提出に行った際に、国民年金に加入するよう言われた。未納期間をさかのぼって納付しないとそれまでに加入していた厚生年金保険が無駄になると誤解し、夫婦二人分の保険料をA市役所で後日一括して納付した。

また、B市に転居後の昭和54年末に私の納付書だけが送られてきたため、A市で国民年金加入当初に納付した保険料額が間違っていたのだと思い、納付書により保険料を納付したが、既にA市役所において納付しているので、保険料は還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、国民年金手帳記号番号総括払出簿及びA市役所保管の国民年金被保険者台帳から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年7月ごろに夫婦連番で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA市役所で一括納付したと主張しているところ、事実、「広報A」によれば、昭和53年11月27日から同年11月29日までの3日間、A市役所において社会保険事務所及び同市役所共催に

よる年金相談が開催され、その際に特例納付分を含め保険料徴収が行われていたことが推認できるなど申立内容には信憑^{びよう}性が認められる上、申立人の妻が納付したとする保険料金額は夫婦二人分の保険料とおおむね一致していることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料について、B市において昭和54年12月28日に過年度納付を行った領収証書を保管している上、特殊台帳においても同日に過年度納付を行ったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの期間及び46年4月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から40年3月まで
② 昭和46年4月から52年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私の母からは、昭和39年1月ごろ、父が集落の公民館において加入手続きを行い、保険料は地区の集金人が自宅に来ていたので、母か父が私を含めた家族全員の分を納付していたと聞いている。

また、昭和46年4月からの期間については、父が再加入手続きを行い、妻の分も一緒に保険料を納付してくれたと思う。

一緒に保険料を納付していた両親と妻が納付済みであるのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きを行い、同居家族の保険料を納付したとする申立人の父及び母は、国民年金制度開始時から60歳までの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の両親の納付意識は高かったものと認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月*日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の保険料については過年度納付及び現年度納付が可能であり、両親の保険料は納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人の両親が、申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②について、A村役場(現在は、B市役所C支所)作成の国民年金被保険者名簿の資格取得年月日欄には、「46. 4. 1」と記載されていることから、申立人は、昭和46年4月1日付けで国民年金の資格を再取得していることが確認できる上、申立人の両親及び妻は、申立期間②の保険料は納付済みであること、及び申立期間当時から申立人の近隣に居住する集落の住民は、「当時の国民年金の集金人の保険料徴収状況から、申立人の家族に未納者がいるとは考えられない。」と証言していることを考慮すると、納付意識の高い申立人の両親が申立人の申立期間②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和55年4月から57年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になった際、実家の父が国民年金の加入手続を行ってくれた。私は、昭和51年3月にA高等専門学校を卒業してすぐ、今も勤めているB事業所に就職した。当時は学業、仕事に忙しく国民年金の保険料は実家の母が納めてくれた。また、婚姻後は嫁ぎ先の母が納めてくれていた。

納付を示す資料として、C町役場（現在は、D市役所）が発行した国民年金被保険者住所変更通知書を持っているが、これには昭和50年10月から56年9月まで及び56年10月から57年3月まで納付済みとのゴム印が押してある。

きちんと保険料を納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC町役場住民課国民年金係発行の国民年金被保険者住所変更通知書の納付記録欄には、「・昭和50年10月から56年9月まで納付済C町 ・56年10月から57年3月まで納付済 C町」の記載がある上、当該通知書についてD市役所は、「当時住所異動者について市町村間で、資格および納付記録の連絡用として使用していたものと思われ、当時の記録を確認する資料が無いため断定はできないが、発行日現在においてC町が管理していた記録に基づき、作成されたものではないかと思われる。」と回答していることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

さらに、D市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）では、申立人は、昭和50年10月から57年3月までの保険料が未納である一方、オンライン記録では、50年10月から55年3月までの保険料が納付済みであるなど、行政側の記録管理に不備が見受けられる。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間の前後の期間の保険料も納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の納付が確認できないとの回答を受け取った。

母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとするその母も、昭和35年10月1日に夫婦連番で国民年金資格を取得し、36年4月から60歳までの期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の母の納付意識は高かったことが認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月25日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち47年4月から同年6月までの保険料は現年度納付が、45年10月から47年3月までの保険料は過年度納付が、それぞれ可能である上、申立人の母の45年10月から47年6月までの期間の保険料は納付済であることを考慮すると、納付意識の高かった申立人の母が当該期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点においては、申立期間のうち昭和45年7月から同年9月までの保険料は時効により納付できない。

また、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、その母は高齢のため聴取ができないことから、納付状況が不明である。

さらに、申立人は、自身で保険料をまとめて納付した記憶は無く、その母からも保険料をまとめて納付したことを聞いた記憶が無いと証言するなど、特例納付をうかがわせる事情が見当たらない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、昭和45年7月から同年9月の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

保険料の納付は、申立期間①については町内会の集金で、申立期間②についてはA市役所B地区事務所C連絡所（現在は、A市D区役所E出張所）か銀行において、それぞれ妻が自身の保険料と一緒に払ってきたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間である上、申立人及びその妻は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は高かったと認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月27日にその妻と連番で払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間①及び②の保険料は現年度納付が可能である。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料を町内会の集金により納付したとしているところ、事実、当時申立人の居住していた地域には納付組織が存在し、保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立人の主張には信憑性が認められる上、申立期間前後の保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和52年7月から同年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

保険料の納付は、申立期間①については町内会の集金で、申立期間②についてはA市役所B地区事務所C連絡所（現在は、A市D区役所E出張所）か銀行において、それぞれ私が自身の保険料と夫の保険料を一緒に払ってきたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間である上、申立人及びその夫は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は高かったと認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年2月27日にその夫と連番で払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間①及び②の保険料は現年度納付が可能である。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料を町内会の集金により納付したとしているところ、事実、当時申立人の居住していた地域には納付組織が存在し、保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立人の主張には信憑性が認められる上、申立期間前後の保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年1月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月19日から同年5月14日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、船員手帳の記録と比べたところ、申立期間の船員保険被保険者記録が無かった。

船員手帳には、A社を船舶所有者とするB丸に昭和46年1月19日から47年8月12日まで乗船していたことが記載されているにもかかわらず、申立期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

このため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、A社を船舶所有者とするB丸に係る雇入年月日が、昭和46年1月19日と記載されていることが確認できる。

また、船員手帳から、B丸に昭和46年5月10日から同年7月12日まで乗船していたことが確認できる同僚は、申立人について、「自分より先に乗船していて、自分が下船するときはまだ乗船していた。」と証言している。

さらに、B丸における船長、漁労長及び申立期間において申立人と同じ現場作業員であった同僚二人の船員手帳に記載されている雇入期間は、同社に係る船員保険被保険者名簿の記録と概ね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてB丸で現場作業員として勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年8月4日、同年12月10日及び18年8月11日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、37万円、36万1,000円及び38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月4日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年8月11日

「ねんきん定期便」が送付されたので、記録を確認したところ、A社の勤務期間中に支給された3回分の賞与（平成17年8月分、同年12月分、18年8月分）に係る標準賞与額が記録されていないことが分かった。

当時の給与支払明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与支払明細書から、平成17年8月4日支給の賞与額は38万円、同年12月10日支給の賞与額は37万円、18年8月11日支給の賞与額は38万円であることが確認できる上、厚生年金保険料控除額については、賞与額に相当する標準賞与額に基づく保険料と同額又はそれよりも低額の保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を平成 17 年 8 月 4 日は 37 万円、同年 12 月 10 日は 36 万 1,000 円、18 年 8 月 11 日は 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A団体職員共済組合員として掛金をA団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体職員共済組合における資格取得日を昭和43年9月1日、資格喪失日を47年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、43年9月から44年9月までは1万6,000円、同年10月から45年9月までは1万8,000円、同年10月から46年9月までは2万4,000円、同年10月から47年9月までは2万6,000円、同年10月は3万円とすることが必要である。

なおA団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から47年11月1日まで
平成19年8月にA団体職員共済組合から同共済組合員期間証明書の交付を受けたところ、B組合に勤務していた申立期間が記載されていなかった。
賃金台帳に年金の掛金が控除されていることが記録されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB組合の「個人別給与台帳兼賃金台帳」(写し)及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和43年9月1日から47年10月31日まで同組合に勤務していたことが確認できる。

また、上記賃金台帳の写しから、申立人は、昭和44年12月を除く申立期間において、給与からA団体職員共済組合の掛金が控除されていることが確認できる。

なお、上記賃金台帳の写しでは、申立人の昭和44年12月の給与欄については空欄となっているものの、その前後の期間については、申立人がB組合に勤務し、給与からA団体職員共済組合の掛金が控除されていることが確認できる上、同月において、申立人が同組合に勤務していなかった特段の事情も認めら

れないことから、申立人は、同月についても同組合に継続して勤務し、同月分の掛金を給与から控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にB組合に勤務し、申立期間に係るA職員共済組合の掛金を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の写しに記載されているA団体職員共済組合の掛金額から、昭和43年9月から44年9月までは1万6,000円、同年10月から45年9月までは1万8,000円、同年10月から46年9月までは2万4,000円、同年10月から47年9月までは2万6,000円、同年10月は3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る掛金を納付したか否かについては、B組合の後継組合であるC組合は不明としているが、A団体職員共済組合が提出したB組合喪失組合員一覧のコード番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る当該共済組合の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、当該共済組合が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、B組合から資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって、当該共済組合は、申立人に係る昭和43年9月から47年10月までの掛金について納入の告知を行っておらず、A団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成18年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月21日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として記録を確認したところ、専門学校を卒業後、A事業所に勤務した申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A事業所には、平成18年3月21日から正社員として勤務していたと記憶しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年4月分の給与明細書及びA事業所がその社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所が保管する「平成18年分賃金台帳」から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成18年4月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時、社会保険事務を担当していた事業主の妻は、社会保険事務所（当時）に対し、申立人の資格取得日を誤って平成18年4月1日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同

年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和23年11月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月18日から26年1月15日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのでその記録を確認したところ、夫がD社E事業所で勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間とっていないことが判明した。

夫は既に亡くなっているので詳細は不明だが、夫は、昭和12年3月の大学卒業と同時にA社B事業所に勤務し、18年6月ごろにE事業所へ異動となり、25年12月末にE事業所の残務処理を終え、26年1月からは、再び、A社B事業所で勤務した。

A社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された在職履歴から、申立人は、申立期間当時、A社E事業所に勤務していたことが確認できるとともに、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社B事業所に昭和22年11月1日から46年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、昭和26年1月15日にA社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、C

社は、「保管している申立人に係る在職履歴の記載から、申立人は、昭和 13 年 5 月 1 日に正社員として A 社に入社した。申立人が E 事業所に勤務していた時の給料は、A 社 B 事業所が支払っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 社 B 事業所に在籍し（申立期間当時は、同社 E 事業所に勤務）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所における昭和 26 年 1 月 15 日の厚生年金保険被保険者台帳の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間において事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などが行われることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 26 年 1 月 15 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 23 年 11 月から 25 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟国民年金 事案 990 (事案 427 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から51年3月まで
当初の判断後、年金記録の訂正につながると思われる新たな資料として、A信用組合B支店の普通預金取引明細表を入手したので、申立期間について再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が所持している確定申告書を見ると、昭和53年、54年及び55年については当該年度の国民年金保険料額よりも多い金額が記載されているため、申立期間前後の特例納付保険料分及び過年度保険料分を分割して納付していると推認できる上、分割した額の合計は、申立人が一括して納付したとする金額とかなりの差異があることを理由として、既に当委員会から決定に基づく平成20年11月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立人は、保険料納付を示す資料として、A信用組合B支店作成のその夫名義の普通預金取引明細表を提出し、当該取引明細表の昭和53年7月13日付け出金額71万円の内から充当したと主張するが、特殊台帳により分割納付が確認できる納付年月日と大きく相違しているなど、当該出金記録が申立人の主張する保険料納付を示すものとは考え難い上、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から46年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和40年9月から46年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、昭和40年9月ごろ、父が行ってくれたと思う。

申立期間の保険料は、父が、町内会の会計か隣組の班長に定期的に納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、加入手続や申立期間の保険料の納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和46年7月31日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、その父が申立期間の保険料を定期的に納付しており、まとめて納付したとの話を聞いたことはないとしているなど、過年度納付及び特例納付をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は母が行った。毎月の保険料納付は、私名義の郵便局の口座から口座振替により納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母は、申立期間の保険料を申立人名義の郵便局の口座から、毎月口座振替により納付していたとしているが、A市役所保管の改製原附票によれば、申立人は、平成9年9月15日にA市からB市C区に転居していることが確認できる。この場合、同市C区役所において、再度、国民年金の加入手続及び保険料の口座振替手続が必要となるが、申立人は、再加入手続及び保険料の口座振替手続^{あいまい}についての記憶が曖昧である上、申立人の母もB市C区役所における手続の記憶は無いとするなど、同市C区への転入時に同市C区役所において、再加入手続及び保険料の口座振替手続を行ったことをうかがわせる状況は見当たらない。

また、申立期間は平成9年1月以降の期間であり、このころには年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性が少なくなっていることを考慮すると、申立期間の平成9年10月から10年11月までの14か月にわたり保険料が未納となる事態は考え難

い。

さらに、申立人から提出された平成15年1月から同年3月までの期間、同年7月から16年1月までの期間及び同年4月から同年5月までの期間の「納付書・領収（納付受託）証書」により、当該期間の保険料は16年8月18日に納付されたことが確認できる。この点について、申立人の保険料を納付したとするその母は、「口座の残高不足により保険料が収納されなかったため、後日、納付書で保険料を納付した。このような納付を行ったのは当該期間だけである。」と証言しているなど、申立期間の保険料を納付書により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月5日から26年5月31日まで
「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、記録を確認したところ、A事業所に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

同じ集落の人から誘われて、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市図書館から提出された「C村合併50周年記念誌」から、A事業所が昭和23年に閉鎖になっていることが確認できることから、申立人が、申立期間当時、現場責任者であったとして氏名を挙げた者（既に死亡）の孫は、「私の祖父は、昭和23年ごろから数年間、A事業所に勤務していた。私の母親もA事業所で勤務しており、当時、5、6歳であった私は毎日一緒にA事業所に連れて行ってもらった。」と証言している上、A事業所近くに当時から居住している住民は、「申立期間当時、私も2回ほどA事業所に勤務したことがある。」と証言していることから、A事業所では、閉鎖後も、何らかの事業が行われていたことが推認できる。

しかしながら、上記の現場責任者に加え、申立人が親方及び同僚としてその氏名を記憶している者はすべて既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況を確認することができない。

また、オンライン記録から、A事業所は、昭和19年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、この後の期間である申立期間においては、当該事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月ごろから29年2月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所(現在は、C社)に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答を受けた。

昭和28年4月10日に入社した際、B営業所長と面談し、最初の3か月は試用期間であると言われたことは記憶しているが、その後は正社員として勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B営業所に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られない上、C社は、「資料を保管していないため、申立人が申立期間に勤務していたかどうか不明である。」と回答していることから、申立期間において、申立人がA社B営業所に勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録から、A社B営業所において、申立期間の前後に資格を取得していることが確認できる被保険者のうち6人は、「試用期間に加え、臨時社員の期間があった。」と証言している上、申立期間前後のA社において、同社各営業所の社会保険事務を行っていた職員は、「当時、どこの営業所でも、従業員を雇用した際には試用期間を設けており、それに加え、試用期間後に、臨時社員になるということもあった。臨時社員となった場合には、その後、各営業所長の裁量で臨時社員から正社員にすることを決めていたようであるが、臨時社員の期間中は厚生年金保険には加入させず、正社員になった時点で厚生年金保険に加入させていた。」と証言していることから、申立人は、仮に申立

期間当時、当該事業所に勤務していたとしても、厚生年金保険加入対象者として取り扱われていなかったことが考えられる。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無い上、健康保険整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、それぞれ事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 10 月下旬から 18 年 4 月上旬まで
② 昭和 27 年 10 月下旬から 28 年 4 月中旬まで

昨今、年金問題が大きく取り上げられるようになったことから、私も自分の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

私は、申立期間①については、A 県 B 市 C 区にあった D 社に、申立期間②については、E 県 F 市にあった G 社 H 事業所に、それぞれ季節労働者として勤務した。

私は、出稼ぎ歴 40 年で、その間に勤務した事業所は自営業や土木建築業を除き、厚生年金保険の適用事業所であったと思われる。

調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している担当業務内容等が詳細であり、信憑性が認められることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①において、D 社 I 工場(現在は、J 社)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、J 社は、「D 社 I 工場は昭和 20 年 4 月の空襲により全焼しており、当時の資料が残存していないことから、保険料の控除については確認できず、当時の労働者年金保険加入の取扱いについても不明である。」と回答している上、D 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、当該事業所において、労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の人物も、「労働者年金保険加入の取扱いにつ

いては不明である。」と証言していることから、申立期間①における保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①に健康保険又は労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者9人は、その証言から正社員であること又は季節労働者でないことが確認できることから、申立期間①当時、D社I工場においては、季節労働者を労働者年金保険の加入対象として取り扱っていなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶している業務内容が詳細であり、G社H事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している人物の証言内容と符合することから、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間②において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、G社は、「当時の資料が保管されておらず、保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立期間②における保険料の控除について確認することができない。

また、G社H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の人物は、「季節労働者は別扱いとなっていたので、失業保険や労災保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていないと思う。」と回答しているところ、上記名簿において、申立人が、季節労働者として一緒に勤務した人物として名前を挙げている同僚の氏名を確認することができないことから、当該事業所においては、季節労働者を厚生年金保険の加入対象として取り扱っていなかったことがうかがえる。

- 3 申立人は、申立期間①については、事業主により給与から労働者年金保険料を、また、申立期間②については、厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①に係る労働者年金保険料を、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を、それぞれ事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで
② 昭和 59 年 7 月 1 日から平成元年 9 月 1 日まで

厚生年金保険裁定通知書に記載された平均報酬月額が低かったため、社会保険事務所(当時)で調べてもらったところ、A社で現場担当として勤めていた申立期間①及び②の標準報酬月額が、一部内勤の期間があったものの、実際にもらっていた給与より低いことが分かった。

申立期間当時は、給料月額は平均で 20 万円を下回ることはなく、標準報酬月額の記録が 9 万 8,000 円となっているのはおかしいので、調査をして正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管していた預金通帳から、申立期間①及び②の給与は、当該期間の標準報酬月額を超える金額が支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②当時の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を保管しておらず、他に当時の給与明細書等を保管している同僚も確認できないことから、申立期間①及び②における厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の事業主は、「当時の書類は一切保管されていない。」と回答しており、事業主の妻は、「平成2年ごろ、社会保険事務所の調査、指導を受け、このときから基本給のみではなく手当等も含めて報酬月額とするよう指導された。また、遡^{そきゆう}及して保険料を支払うことはなかった。」と証言しており、事実、オンライン記録から同じ職種の同僚 13 人の標準報酬月額が、平成 2 年 8

月に大幅に変更されていることが確認でき、そのうちの1人は、「平成2年8月から保険料が倍になった。」と証言している。

さらに、オンライン記録において、申立期間①及び②の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から平成 5 年 8 月 1 日まで
「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、社会保険事務所(当時)で自身の年金記録について照会したところ、A社での標準報酬月額が当時、実際に得ていた給与額よりも低額になっていることが判明した。
私はA社の社長をしていたので、自分の給与額ははっきりと記憶しており、間違いないはずである。
再度調査を行い、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

2 申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 1 日から 62 年 1 月 1 日までの期間及び 63 年 1 月 1 日から平成 4 年 1 月 1 日までの期間については、A社が税務事務を委託していた税理士事務所が保管する申立人に係る昭和 61 年及び 63 年から平成 3 年までの所得税の確定申告書並びに昭和 63 年分及び平成 3 年分の給与所得の源泉徴収票により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額または報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致しているか、又はこれよりも低額であることが確認できる。

また、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額の記録について、

さかのぼって訂正が行われているなどの不自然な事務処理は見当たらない。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成4年1月1日から5年8月1日までの期間については、A社が税務事務を委託していた税理士事務所が保管する申立人に係る4年及び5年の所得税の確定申告書から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録よりも高額となっていることが確認できる。

しかしながら、当時、A社が加入していたB厚生年金基金の保管する記録において、当該期間の申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額のオンライン記録は、事業主からの届出に基づき記録されたものであると判断できる。

また、申立期間のうち、昭和59年8月1日から61年1月1日までの期間及び62年1月1日から63年1月1日までの期間については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料が無いが、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額の記録について、さかのぼって訂正が行われているなどの不自然な事務処理は見当たらない。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

ところで、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（平成19年法律第131号。以下、「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和59年8月1日から61年1月1日までの期間、62年1月1日から63年1月1日までの期間及び平成4年1月1日から5年8月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、当該事業所の代表取締役であることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月16日から同年12月25日まで
② 昭和54年3月5日から同年12月12日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのでその記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②の記録が無かったため、社会保険事務所（当時）に記録照会を行ったところ、記録が無い旨の回答を受け取った。

申立期間①及び②当時はいずれも兄と一緒にA社で勤務し、同じ業務に従事していた。兄には厚生年金保険加入記録があり自分に記録が無いのはおかしいので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の兄の証言から、申立人が申立期間①及び②において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料は無く、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間①及び②当時における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る職歴審査照会回答票（個人情報）には、申立期間①及び②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、オンライン記録及び国民年金の特殊台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 14 日から 43 年 4 月 1 日まで
「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
出稼ぎで村の仲間と一緒にA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、同郷から一緒にA社に季節労働者として勤務したと記憶している同僚二人の証言から、申立人が申立期間の一部について、同社に季節労働者として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人に係る在籍の記録は無く、申立期間当時における申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について不明である。」と回答している上、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会したところ、季節労働者に関する厚生年金保険の適用については記憶していない旨を回答している。

また、上記同僚二人は、オンライン記録において、A社における厚生年金保険加入記録は確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての季節労働者を厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年ごろから 20 年ごろまで

年金記録問題が話題となり、自分の年金加入期間を確認するため、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、女子挺身隊として勤務した申立期間について、加入記録が無い旨の回答を受けた。

勤務した事業所の名称は覚えていないが、女子挺身隊としてA県B町へ動員されて、仕事に従事していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していた事業所における職務内容については記憶しているものの、勤務した事業所の名称及び同時期に勤務した同僚の氏名を記憶しておらず、事業主及び同僚から証言を得ることができない。

また、申立期間当時にA県B町に所在していた事業所の調査を行ったが、その従業員が旧令共済組合に加入していたと思われる「C本廠D分廠」以外の工場の存在を確認することができないことから、申立人が申立期間当時、厚生年金保険被保険者として勤務していたとする事業所を特定することができない。

また、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から同年 11 月 14 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたことを契機として、社会保険事務所（当時）に記録を照会したところ、申立期間は年金に未加入であるとの回答を受け取った。

A団体を昭和 60 年 9 月 30 日に退職後、社会保険事務所で厚生年金保険と健康保険の継続手続を行い、同団体に勤務していた時に給与から控除されていた保険料の二倍の金額をその場で納付したと記憶している。社会保険事務所から、「厚生年金保険の継続加入ができないので、国民年金に加入するしか方法がない。」という説明を受けていれば、自分は国民年金に加入していたと思う。

このため、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所において、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者の資格取得手続を行い、その保険料を納付したと申し立てているが、当時の厚生年金保険法における第4種被保険者資格の取得要件は、「被保険者期間が10年以上である者」と規定されているところ、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳から、申立人が昭和 51 年 4 月 1 日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得してから 60 年 9 月 30 日に資格を喪失するまでの厚生年金保険の被保険者期間の合計は 9 年 6 か月であることが確認できることから、申立人は同法が規定する第4種被保険者の要件を満たしておらず、制度上、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険第4種被保険者の資格を取得できなかったものと考えられる。

また、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者としての保険料の納付状況について具体的な記憶は無く、このほか、申立期間における保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第4種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。